



Title	<北大立法過程研究会> I T 基本法の立法過程について
Author(s)	武田, 博之; TAKEDA, Hiroyuki
Citation	北大法学論集, 53(3), 169-193
Issue Date	2002-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15153
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(3)_p169-193.pdf



I T基本法の立法過程について

武田博之

【はじめに】

只今、高見先生からご紹介いただきました内閣官房I T担当室の武田と申します。この内閣官房I T担当室については、昨年一月の省庁再編により誕生した内閣府に設置されている部署と混同され、間違われることがよくありますので、念のためこ

こで整理させていただきたいと思います。昨年の一月の省庁再編によって一府十省体制が発足いたしました。その際に内閣機能の強化の観点から組織改革がなされました。その一つのポイントといえますのが、総理大臣のリーダーシップを強化しようということですね。その観点から、内閣官房は、内閣の補助機関であるとともに、内閣総理大臣の活動を直接に補佐・支援する

強力な企画・調整機関として、総合戦略機能を担うことになりました。そして例えば、内外を問わず優秀な人材を内閣官房に登用するなどして内閣官房は再編されました。他方、内閣府とは、以前の総理府、経済企画庁、あるいは科学技術庁等の一部の機能を束ねるといふ側面と、内閣あるいは内閣官房を助けるという意味での総合調整機能を果たすといふ側面とを有しまして、内閣府も内閣機能強化の一環として再編されたという経緯があります。このように、内閣府の助けを得つつ、国政の基本方針を企画立案する内閣官房には総理直結のスタッフ機関という意味合いがあります。なかでもIT担当室は、昨年一月の省庁再編に先行して一昨年の八月に立ち上がった組織です。IT革命を内閣・官邸主導で推進すべきだとした当時の森総理のイニシアティブで、そのための事務体制の強化ということで各省庁・民間から人材を集めて発足したのが、内閣官房IT担当室であります。

さて、本日の本題であるIT基本法の立法過程に私がどのように関わったかについて若干お話いたします。IT基本法の立案作業の開始前、私は当時の郵政省に居りました。そして、一昨年の九月四日にIT担当室に異動になりました。当日がIT基本法案の立案作業チームが立ち上がった日です。IT基本法

の成立は一月二九日だったので、作業開始からわずか三月弱の期間で同法は成立という、極めて異例のスピードでことが運んだわけです。この三か月間の立法過程に直接関わったものとして、この基本法をめぐる議論、法制局の審査状況、与党あるいは国会の審議などをめぐる話題・論点を順次ご紹介していきたいと存じます。

【IT基本法の概要（資料3参照）】

お手元のレジユメに掲げる項目順序とは前後しますが、まず、IT基本法の全体像・概要について簡単にご紹介いたします。

資料3に法律条文を掲載していますのでご覧ください。第一条の目的規定から始まりまして、三十五条、附則、施行日、見直し条項から成り立っております。基本法と名がつくものはその構成に決まったパターンがあります。大体三つくらいの大きなかたまりで構成されております。第一のかたまりは、総則規定。法の目的なり、政策のあり方なり基本理念を規定し、あるいは国の責務といった規定も置きます。第二のかたまりは、施策の策定・実施に関すること。主要施策の基本方針・方向づけを規定し、あるいはどういった個々の項目を施策として定める

べきかを整理する規定です。第三のかたまりは、その施策を推進する体制を規定するものです。IT基本法も例外ではなく、同じようなパターンで築き上げられているものです。第一条(目的)は、IT基本法を推進する社会環境の状況とか、その施策を迅速かつ重点的に推進するといったことを明記しております。

第二条は、それまでの法律では用いられてこなかった「インターネット」という裸のカタカナ言葉を用いながら「高度情報通信ネットワーク社会」の定義をしたものです。以下三条から九条までが「基本理念」という括りになるところです。「高度情報通信ネットワーク社会」のあるべき姿がどういうものかという点について、経済構造の側面、国民生活の側面等それぞれの視点から規定しております。例えば、四条では「高度情報通信ネットワーク社会」は、経済構造改革推進に寄与するものでなければならぬといったことを規定しています。あるいは、国民生活の面から、第五条では、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現というものでなければならぬといったことが規定されるなど、基本理念が謳いあげられております。第九条は、社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応を規定しておりますが、これは、政府提出法案ではなかった条項で、国会審議の過程で衆議院において追加修正された部分であります。

いい換えれば、「高度情報通信ネットワーク社会」は、光のばかりでなく影の部分もあるので、その影の部分への対応もきちつとせねばならないという趣旨でこの第九条は追加されております。以上が総則規定のポイントであります。

続く基本法第二章は、IT政策の基本的な方向をいくつかの視点から列挙したものでございます。第一六条は、「高度情報通信ネットワーク社会」推進のためには、インフラとしてのネットワークの整備、そして、ネットワーク上を流れる音声、映像等のコンテンツの充実、さらには、ネットワークやコンテンツを有効に活用するために必要な人材あるいはその能力、これらが三位一体で取り組まれることが重要であることを謳っております。以下、ネットワークの整備の推進、人材育成の推進、電子商取引の促進、行政の情報化等々、それぞれ各分野の施策の方向づけを第二四条まで書き並べております。

そして、最後に第三章において、IT施策の推進体制を規定しております。「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」は、全閣僚と部外の民間有識者からなる官民一体の推進体制として設置されました。そして、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」は、具体的な「高度情報通信ネットワーク社会」を推進するために必要な施策のパッケージとしての重点計

資料 画、すなわち「高度情報通信ネットワーク社会」建設に向けた
アクションプランを作ります。その際どういった項目でこの重
点計画を作るかということをも第三五条は規定しております。

【IT基本法制定の背景（資料1及び1-2 参照）】

次になぜこういった法案が作られたのか、作られる過程でど
ういう論点が拵がったのかについて中心にお話いたします。

この法案は総理からの正にトップダウンあるいはリーダー
シップ、内閣主導で作られたという点であります。IT基本法
以前には、十八の基本法が制定されています。調べ上げてみま
すと、いわゆる基本法とされるものは、古くは昭和二三年制定
の教育基本法に始まり、昭和二〇年代から四〇年代にかけまし
て、九本作られております。その後昭和五〇年代には、基本法
は作られておりません。平成元年以降、土地基本法など、計十
二本の基本法が作られておりまして、特に平成一〇年以降に一
〇本もの基本法が作られております。近年は基本法の策定ラッ
シュの時期という様相を呈しております。

その中で、なぜIT基本法というものが急浮上したかとい

ますと、前述しましたように、総理ないし内閣主導があったと
いうことです。平成一〇年四月に森内閣が発足いたしました、
同年七月に沖繩サミットが開催されました。これはITサミッ
トともいわれまして、これが一つの起爆剤になりました。IT
をエンジンとして、低迷する日本経済社会の再生、森総理の言
葉でいいますと、二一世紀までの残りわずかの間に「日本新生」
のために、日本の経済・社会構造をプラス方向に改革してい
なければならぬということとす。そのための基本的な枠組み
をIT基本法という形にして、官民一体、官民の叡智を結集し
て、必要な施策を重点的、迅速に打ち立ててやっというとい
う森総理の確固たる思いがあったのだと思います。平成一〇年
九月にスタートした第一五〇回の臨時国会で、森総理が行った
所信表明演説では、「IT」という言葉は、何十回となく出て
きておりました。ついには「IPバージョン6」という専門用
語までもが所信表明演説の中で言及されるなど、自らのリー
ダーシップを発揮して思い切つてIT革命を推進されようとする
総理の果敢な決意が明確に表明されたものと言えます。森総
理によるトップダウンの指示を受け、前述いたしましたように、
関係省庁の人材が動員され、法案作成のためのプロジェクト
チームが、一昨年の九月に結成された次第であります。

において、森総理はその所信表明演説の中で、速やかにIT基本法を制定する旨明らかにされました。

森内閣としては、IT基本法が成立するまで何もしないで手をこまねいていたわけではなく、政府として総合的、戦略的にIT政策を推進するために、二〇〇〇年七月にIT戦略本部を立ち上げました。もつとも、ITの重要性については、森内閣以前から政府部内において認識され、各種施策が講じられていたことも事実であります。平成六年八月に当時の村山内閣は、「高度情報通信社会推進本部」を閣議決定で内閣に設置しております。同本部も全閣僚が本部長でありまして、かつ、推進本部の中に民間有識者からなる「有識者会議」を設置しておりました。ときには、閣僚と民間の「有識者会議」との合同会議によって、政策審議がなされてきたところであります。この村山内閣時の「高度情報通信社会推進本部」を受けて、平成七年には基本方針、また、平成一〇年一月にはインターネットの普及を背景として、基本方針の改定をしております。さらにこの基本方針を具体的に実現するため、平成十一年四月には「アクションプラン」が作られました。このようにITの重要性をきちんと認識しまして、施策を講ずる努力をしてきたということでありま

しかし、それ以上に諸外国の取り組みが非常に強力に押し進められていたということと日本の低迷ということが合わさって、より強力にIT政策を押し進めるべきという判断が働いたわけです。そこで当時の森内閣は平成十二年七月に、それまでの「高度情報通信社会推進本部」を「IT戦略本部」に改組し、あわせて民間有識者からなるIT戦略会議の設置を閣議決定いたしました。この改組したIT戦略本部とIT戦略会議は、精力的に今後のIT政策のあり方・方向づけについて審議を行いました。そして、平成一二年一月に、IT戦略会議としてIT基本戦略を取りまとめ、これを総理に報告しました。このIT基本戦略は政府への提言という位置づけです。そのポイントは、今後五年以内に日本は世界最先端のIT国家になるという目標を掲げ、そのための大まかな処方箋を提示していることにあります。このように森内閣では、IT施策の推進のための枠組であるIT基本法の立案と並行して、IT政策について、ある程度の方角づけを行っていたのです。

【法案作成プロセス】

次に法案化のプロセスに話を移します。前述したように、平

成一二年九月四日に関係省庁から人を集めまして、IT基本法案作成のためのプロジェクトチームが結成されました。このチームは、一〇省庁一四人からなる混成チームでした。役所人生一八年近くの私自身、幾度か法案作成に携わったことはありますが、いずれも一省庁の中で取り組む作業でした。このIT基本法のためのプロジェクトチームは、省庁の縦割りを超え一〇省庁十四人が寄せ集まって、一つの法案を作り上げようとするものです。私自身こういう経験は初めてでありますし、大多数の役人は経験できないプロジェクトの一つだと思います。チームの構成は、トップに局次長級のクラスの方が当時の通産、郵政両省から二人入りまして、その下に、私のほか大蔵、通産の各省から、私と同クラスの二人、これに加えて、各省庁から補佐クラス以下の若い人が九人、というものでした。急遽、それまで会議室として利用されていたスペースに、全員分の机を並べて作業することになりました。局次長級の方は通常個室で仕事をされますが、こういった方も含めて三ヶ月間、同じ部屋で同じように議論をして条文作りをしました。最初は異様な雰囲気だ漂う職場でしたが、極めて限られた期間に集中して案しく活発な議論ができたと感じております。

作業間隔から申し上げると、九月四日にチームが立ち上がった

て、閣議決定を経て法案を提出したのが一〇月の一二日です。この四十数日の間に、法案検討のための事前準備が全くないにもかかわらず、会期の短い臨時国会開会までに法案が成立できるような作業を急げとの指示を受けました。そこで、急ごしらえのチームがいかに効率よく条文策定作業をすべきかというのが至上命題となりました。チーム発足から条文作りを経て法制局審査に入るまで実質二週間くらいでした。法制局の審査も、正味十日程度でした。通常、よほど規模の大きな法案でない限りは、年が明けてから、法制局の担当参事官とやりとりを一月程度かけるといふパターンであります。基本法という大きな法律になると、普通は前年の夏くらいから法制局通いをして、大きな方針なり考え方のすり合わせを担当参事官と行います。そして、同年の末までには、法案の骨格を作って、それから条文作りをします。つまり、足掛け二年で法案作成を行うのが普通です。これに対して、IT基本法案策定は時間の制約があまりに厳しかったので、本当にできるのかなというのが、当初、法案作成チームの我々が抱いた正直な思いでした。

法制局審査に臨む前の約一週間というのは、平成六年以降の政府の取り組み、すなわち「高度情報通信社会推進本部」の定めた基本方針、アクション・プランといった既往の成果物を何

回も反すうしながら、IT政策のあるべき姿を徹底追求しました。同時並行して、IT戦略会議においては、ソニーの出井会長、NECの西垣社長、NTTの宮津社長等民間のメンバーの方々がITのあり方について活発に議論されておりました。我々は、この戦略会議における議論のポイントも念頭におきながら、条文作りをいたしました。

ある程度法案の形を整えて、法制局に持ち込んだのですが、当の参事官にとってみれば、あまりにも急なことです。また、法制局の担当参事官は各省庁縦制での担当です。内閣官房担当の参事官はIT分野とは無縁であります。そもそもITについて基礎的な勉強をしていただくことが必要な状況でした。ITに関係のある省庁といいますと、郵政省、通産省、あるいは学校教育という関係からは文部省等々、ある程度特定されます。国政の基本方針の立案の観点から、内閣官房は色々な施策を幅広く扱うところですが、ITに特化して取り組むということはこれまであまりなかったのです。そういう内閣官房に各省庁から人が集められ、IT基本法案が作られこれを法制局に持ち込まれましても、内閣官房の担当参事官はIT政策なじみはあまりないわけですから、当初、法案の基礎的なところがよく理解できないという状況になることは想像に難くありません。

そこで、まずは担当参事官にITの基礎知識をマスターしていただくため、『通信白書』や諸外国のITの事情をわかりやすく解説した資料などをお持ちして、よく勉強していただくということになりました。このようにして、条文案ができてくるまでの間、担当参事官には基礎勉強期間にあてていただいたわけです。

九月二〇日頃やっと、法案がある程度できあがりまして、法制局の審査が開始されました。十日ほどで審査は終了し、一〇月最初に各省協議が始まりました。通常は、法案提出閣議決定の一週間くらい前に、各省に条文ベースで照会をかけます。各省の調整がつくと、事務次官会議を経て、閣議決定へという流れになります。しかし、このIT基本法案は与えられた作業期間が極めて限られていたことから、一晩で各省調整を終えるという極めて異例の取扱でことが運ばれました。平行してIT政策の議論を行っていたIT戦略本部・IT戦略会議にも、逐次、法案の検討状況を報告し、議論していただきました。また、規制の新設の場合にパブリックコメントをかけるというのが、閣議が決定した通常のルールなのですが、IT基本法案については、規制の新設は盛り込んでいないにもかかわらず、国民全体の関心が高いであろうことから、九月二〇日から一週間、

短期間ながら、パブリックコメントをかけました。そこからあらがってきた意見を整理しつつ法案を上げていきました。九月二〇日以降、自民党、公明党、保守党三与党内の審査プロセスも踏みました。

【法案プロセスにおける論点―法制局審査に
おいて（資料2参照）】

次に、法案化過程上の論点についてであります。I T基本法の法律事項とされているものは、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（I T戦略本部）を置くことであります。法制局との関係で言えば、なぜ内閣にI T戦略本部を設置するのかという点が、大きな論点となりました。すなわち、内閣に設置して対応すべき合理的理由がこの場合にあるのかないのか、すでに内閣に置かれている機関との兼ね合いで、I T戦略本部を内閣に置くというのは果たして理屈が立つのか、ということです。I T戦略本部については、以下の三つの要件を充たすものとして内閣に置くに相応しいという整理ができました。第一に時限性。I T戦略本部は、限られた時間の中で、I T革命を一気に仕上げるという使命を担うので、総理大臣が最

高最終のリーダーシップを発揮する内閣に置かれるのが相応しいということ。第二に、通常の審議会が政策の調査をし大臣に具申を行うのとは異なり、I T戦略本部は政策自体を審議し決定する機関だということです。第三に、施策を実施するのは各省庁ですが、I T戦略本部は、その施策の実施状況をチェックし、それを推進するという役割を担うことであります。以上の三つの機能をI T戦略本部はすべて有します。当時は、中央省庁等改革推進本部、司法制度改革審議会、安全保障会議といった機関が内閣に置かれておりましたが、これらの機関は、前述の三つの機能のうちいずれか二つ以上を兼ね備えているものです。これらの機関と比較して、I T戦略本部は内閣に設置するのが相応しいという整理をした次第です。本部なり組織を何のメルクマールもなしに、無秩序に内閣に設置するのは、組織がただぶら下がるというだけで、内閣の機能の強化・弾力性をかえって損なうおそれがあります。内閣に設置する特別の組織は、限られた要件を充たすものに限るべきというのが、法制局の審査におけるポイントでありました。

この他、法制局審査で議論になったのは、やや細かい話になりますが、施策の実施状況を白書という形にまとめ、国会に報告するという、基本法によくある規定の取扱をどうするかと

化によって中間管理職が不要とされ失業問題が発生するという「中抜き現象」等、産業構造の変化に伴う雇用問題についてもきちんと対応するべきという趣旨で第九条が追加され、民主党は賛成にまわりました。当然のことながら、このようなIT社会の影の部分、例えば雇用問題に限らず他にも有害情報が増えたりとか、子どもの教育に悪影響を及ぼすといった諸問題への的確な対応が必要になるわけであります。この第九条の追加は、IT社会の構築に向けて万全の対応を担保するための措置であると言えます。

法案の採決に際し、野党の共産党及び社民党は反対の姿勢を貫きました。両党のスタンスは、基本法に示される基本的な考え方については否定しないものの、それを実現する具体的な政策が欠落しているので法案には賛成できないというものでした。この点については、重点計画という具体的なアクションプランにおいて具体的な方策が決められていくわけですし、行政府には是非お任せいただきたい、必要があれば、国会がその都度取り上げて議論していただくのがよろしいのではないかと説明し理解を求めましたが、結局平行線のままでした。

【法案プロセスにおける論点―パブリックコメントにおいて】

その他、非常に限られた期間ではありましたが、パブリックコメントという形で、一般国民の皆様からも声を頂戴いたしました。トータルで八二件のコメントが寄せられました。その多くが、基本法の中身というより、基本法を推進するうえでの具体的な政策についての要望でした。例えば、通信料金の低廉化を推進すべきであるとか、光ファイバーを田舎にも整備すべきであるとか、あるいは、地域・所得間格差に伴うディバイド対策にも努力しなさい、などの個別の要望が大勢でした。

【IT基本法の施行状況】

以上が、法案制定の背景、立法過程における論点、国会の審議経過であります。その後昨年一月六日にIT基本法が施行され、約一年が経過いたしました。そこで最後に、この施行後一年間にみるIT基本法の成果について若干説明いたします。

法施行の日に発足したIT戦略本部は、全閣僚と民間人一人から構成され、早速、活動を開始しました。そして、e-Japan

重点計画という、法律に規定する重点計画を昨年三月に作りました。この重点計画は、五年後には日本を世界最先端のIT国家にするための施策のパッケージであります。それを受けまして、各省庁がこの計画に盛り込まれた施策を実施するため、必要な予算要求の手当て、あるいは所要の法令整備を順次行ってまいりました。最近における顕著な動きとしては、一昨年暮れの段階では数千人のユーザーしかいなかったADSLの利用者数が、昨年一年間で三百万人ほどに膨らみ、今年はさらに九百万世帯にADSLは普及するのではないかとわかれております。NTTをはじめとする基幹インフラの業者のネットワーク開放が功を奏し、ADSL業者が安くサービスを提供できるようになり、そのおかげで、一般家庭でも高速のインターネットアクセスができるようになりました。また、公立小中学校・高等学校のインターネット接続も、今年度中には一通りの実現をみる予定です。ただ、まだ一人パソコン一台というわけにはいかない状況で、さらなるレベルアップが必要であることはいまでもありません。行政分野の情報化も着実に進んでおりまして、二〇〇三年度にはすべての行政手続についてオンラインでやりとりができるようにするというところで、各省庁はそのために必要なシステム整備をすることにしています。今度の国会ではそ

のための法律改正をしようと考えております。関連法律の数は、大雑把に数えても六百本ほどにのぼります。現行の法令上、〇〇書といった紙を前提にした手続規定がありますが、これらの手続については、原則として、オンライン化を容認する方向で法律改正の準備を進めているところでです。

このように、IT基本法に基づく取組は着実に進んでいるといえます。ただIT分野はどういう要素でガラッと変化するか分からない分野ですので、絶えず、諸外国の状況をにらみながら、国内の環境変化もつぶさに注視しながら、IT戦略本部として、機動的に必要な施策を展開すべく活動を続けていく必要があります。私どもIT担当室は、同本部を支える事務方として、関係省庁との調整をやりながら、同本部の円滑な運営をサポートしております。三年以内の見直し条項の関係から、そろそ本年後半頃から施行状況の総括をしながら、基本法のあり方を検証する必要があるように思われます。

以上、話があちこちとんで恐縮でございましたが、IT基本法の立案過程に関する一通りの説明をこれで終えさせていただきます。

ＩＴ基本法制定の経緯及び背景

◇ 高度情報通信社会推進本部

平成 六年 八月 内閣に設置。

平成 七年 二月 「高度情報通信社会に向けた基本方針」を策定。

平成一〇年一月 「高度情報通信社会に向けた基本方針」を改定。

平成一一年 四月 アクシオン・プランを決定。

平成一二年 五月 アクシオン・プランをフォローアップ。

◇ ミレニアム・プロジェクト（平成一一年一二月）

教育の情報化、電子政府の実現、ＩＴ二一（情報通信技術二

一世紀計画）等

◇ 情報通信技術（ＩＴ）戦略本部及びＩＴ戦略会議

平成一二年 七月 内閣にＩＴ戦略本部を設置。ＩＴ戦略本

部の下にＩＴ戦略会議を設置。

インフラ整備、電子政府の推進、電子商取引のためのルールの整備等について検討。

平成一二年一月 ＩＴ戦略会議としてＩＴ基本戦略とりまとめ、総理報告。

◇ 諸外国のＩＴ戦略

一九九三年（Ｈ五） 米国「ＮＩＩ構想」

一九九九年（Ｈ一） 英国「政府近代化戦略」

韓国「Cyber Korea 21」

二〇〇〇年（Ｈ一） ＥＵ「eヨーロッパ戦略」

インド「ＩＴ二〇〇〇法」

スウェーデン「スウェーデンＩＴ法」

資料 1-2

各国におけるIT基本法について

スウェーデン

一 法律名

「スウェーデンIT法（二〇〇〇年六月成立）」

二 目的

ITに係る重点分野、政策目標及び方向性を明らかにする。

三 概要

(1) 重点分野に関する規定

① 全国民へのITアクセス機会の提供

② IT使用の際の信頼向上

③ 幅広いIT教育の機会の提供

(2) 政策目標及び方向性に関する規定

① 電子商取引、インフラ整備、公共部門の効率向上

② セキュリティの向上

③ 電子署名の保護

インド

一 法律名

「IT二〇〇〇法（二〇〇〇年六月成立）」

二 目的

電子商取引の法的効力を明確化し、当該商取引やイン

ターネット関連ビジネスを促進する。

三 概要

(1) 電子署名に関する規定

(2) 電子記録と電子情報の保護に関する規定

(3) 違法行為に関する規定

(4) 電子政府に関する規定

韓国

一 法律名

「電子取引基本法（一九九九年二月成立）」

二 目的

電子取引の法的効力を明確化し、健全な取引秩序を確立

し、電子商取引を促進して、国民経済の発展に寄与する。

三 概要

- (1) 電子文書に関する規定
- (2) 電子取引の安全に関する規定
- (3) 電子取引の促進に関する規定
- (4) 消費者の保護に関する規定

資料 2

法案の立案及び審議過程における論点について

- 基本法制定の必要性
 - ・ 国家の根本に関わるIT政策のプライオリティの高さ
 - ・ 強固な枠組づくりによるIT革命の推進
- IT戦略本部を内閣に設置することの是非
 - ・ 内閣において対応すべき合理的理由（最高最終のリーダーシップの直接発揮の必要性）
 - cf 既に内閣に置かれている機関（中央省庁等改革推進本部等）との比較
- 他の基本法との相違点
 - ・ 国会報告（白書等）なし
 - ・ 三年以内の見直し 等
- 影の部分への対応（↓国会修正による第九条の追加）
 - ・ 産業構造の変化に伴う雇用問題、ネット社会の弊害等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

目次

第一章 総則（一条―一五条）

第二章 施策の策定に係る基本方針（一六条―二四条）

第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
（二五条―三四条）

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する

重点計画（二五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適切に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、

並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

（すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）

第三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなけれ

ばならない。

(経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化)

第四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動(以下「電子商取引等」という。)の促進、中小企業者のその他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、もって経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならぬ。

(ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現)

第五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた、国民生活の全般にわたる質の高い情報の流通及び低廉な料金による多様なサービスの提供により、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もつとゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならぬ。

(活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上)

第六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、情報通信技術の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力

ある就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならぬ。

(国及び地方公共団体と民間との役割分担)

第七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うものとする。

(利用の機会等の格差の是正)

第八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に図られなければならない。

(社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応)

第九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、

情報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第一〇条 国は、第三条から前条までに定める高度情報通信ネットワーク社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のつとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第一一条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十二条 国及び地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

(法制上の措置等)

第十三条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(統計等の作成及び公表)

第十四条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十五条 政府は、広報活動等を通じて、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する国民の理解を深めるような措置を講ずるものとする。

第二章 施策の策定に係る基本方針

(高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進)

第一六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充、高度情報通信ネットワークを通じて提供される文字、音声、映像その他の情報の充実及び情報通信技術の活用のために必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することにかんがみ、これらが一体的に推進されなければならない。

(世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成)

第一七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。

(教育及び学習の振興並びに人材の育成)

第一八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

(電子商取引等の推進)

第一九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(行政の情報化)

第二〇条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施

策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

(公共分野における情報通信技術の活用)

第二一条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならない。

(高度情報通信ネットワークの安全性の確保等)

第二二条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報保護その他国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

(研究開発の推進)

第二三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施

策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

(国際的な協調及び貢献)

第二四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークが世界的規模で展開していることにかんがみ、高度情報通信ネットワーク及びこれを利用した電子商取引その他の社会経済活動に関する、国際的な規格、準則等の整備に向けた取組、研究開発のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない。

第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進

戦略本部

(設置)

第二五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施

策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（以下「重点計画」という。）を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第二七条 本部は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長をもって組織する。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長)

第二八条① 本部の長は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

② 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長)

第二九条① 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

② 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長)

第三〇条① 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長(以下「本部長」という。)を置く。

② 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

二 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三一条① 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の

法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

② 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三二条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三三条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三四条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成

に關する重点計画

第三五条① 本部は、この章の定めるところにより、重点計

画を作成しなければならない。

② 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

三 教育及び学習の振興並びに人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

四 電子商取引等の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

五 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

六 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

七 前各号に定めるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項

③ 重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

④ 本部は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、

遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

⑤ 本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

⑥ 第四項の規定は、重点計画の変更について準用する。

附 則

(施行期日)

① この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(検討)

② 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案に對する修正及び附帯決議

衆議院内閣委員会

平成二二年一月九日

(修正要旨)

基本理念について、「高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、情報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない。」旨の規定を追加すること。

(附帯決議)

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案に對する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 すべての国民が、地理的な条件、年齢、身体的な条件その

他の要因に制約されることなく、インターネット等を通じて自由かつ安全に多様な情報や知識を受発信することにより、多様な生き方や価値観を尊重しあうことができる社会の実現に努めること。

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し地方公共団体が講じる施策について、その実施に当たり阻害となつてゐる要因の解消及びその実施の支援のため、必要な措置を講じること。

一 高度情報通信ネットワーク社会に関する統計等の資料の作成・公表については、世界最高水準の高度情報通信ネットワークを構成する諸要素に係る指標についても資料を作成し、インターネット等により随時公表すること。

一 所得によつてデジタル・デバイドを発生させることなく、国民全体にIT革命の果実を還元するために、高速インターネットサービス市場への新規参入の促進などの競争進策により、通信料金の一層の低廉化を図ること。

一 電子商取引等の促進を図るために必要な措置を講じるに当たっては、消費者保護の観点に万全を期すこと。

一 インターネット等を活用することにより、すべての国民が、行政に對する適確な理解の下に主体的に意見を表明する等の

料

活動が可能となり、もって公正な行政の実現に資するよう、行政の情報化を一層推進すること。

資

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、縦割りや硬直的な対応ではなく、政府として統一的、一体的な取組を進めること。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案に対する附帯決議

参議院交通・情報通信委員会

平成一二年一月二八日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一 すべての国民が、地理的、身体的、経済的な条件その他の要因に制約されることなく、インターネット等を通じて自由かつ安全に多様な情報や知識を受発信することにより、多様な生き方や価値観を尊重しあうことができる社会の実現に努めること。その際、インターネット等の情報伝達手段としての特性にも十分配慮すること。

二 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し地方公共団体が講じる施策について、その実施を阻害する要因を解消し及びその実施を促進するため、必要な支援措置を講じること。

三 高度情報通信ネットワーク社会に関する統計等の資料の作成・公表に当たっては、世界最高水準の高度情報通信ネットワーク社会を構成する諸要素に係る指標についても資料を作成し、インターネット等により随時公表すること。

- 四 所得等によってデジタル・デバイドを発生させることのないよう、広く国民がIT革命の果実を享受できるようにするために、高速インターネットサービス市場への新規参入の促進等の競争促進策により、通信料金の国際的に遜色のない水準への一層の低廉化を図ること。
- 五 電子商取引等の促進を図るために必要な措置を講じるに当たっては、消費者の保護に十分配慮すること。
- 六 インターネット等を活用することにより、すべての国民が、行政に対する適確な理解の下に主体的に意見を表明する等の活動が可能となり、もって公正な行政の実現に資するよう、行政の情報化を一層推進すること。
- 七 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保するため、ネットワークの脆弱性の解消、不正アクセスの防止、個人情報等の保護等のセキュリティ対策を一層強化すること。
- 八 ベンチャー企業などの新規参入を促進し、事業者の自由な経営判断を確保するため、IT分野の規制改革を進めるに当たっては、国際的潮流に劣後することのないよう大幅に見直すとともに、「透明性のあるルール型行政」の確立を図ること。
- 九 IT分野における公正有効な競争を確保するため、引き続

き必要な措置を講じること。

- 十 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定及びその実施に当たっては、縦割りや硬直的な対応ではなく、政府として統一的、一体的な取組を進めること。
右決議する。

※ 本稿は、二〇〇二年一月一日開催の北大立法過程研究会における報告原稿を加筆訂正して頂いたものである（岡田信弘記）。